

年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある 60 歳以上の方へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまうです。

国民年金には、ご本人の申し出により「60 歳以上 65 歳未満」の 5 年間（納付月数 480 月まで）、国民年金保険料を納めることで、65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度 Q & A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. 次の①～④のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の方
※日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在する方を除く
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20 歳以上 60 歳未満までの保険料の納付月数が 480 月（40 年）未満の方
- ④ 厚生年金保険に加入していない方

上記のほか次の方も加入できます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の方
- ・外国に居住する日本人で、20 歳以上 65 歳未満の方

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. ● 65 歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど 65 歳からの年金も多く受け取れます。

● 万が一の際にも備えられます。

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときに障害基礎年金が、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

● 長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。

65 歳から年金を受け取った場合、75 歳[※]で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

詳しくは、裏面の「年金増加額の例」をご覧ください。

※ 5 年間保険料を納付した場合で算出。

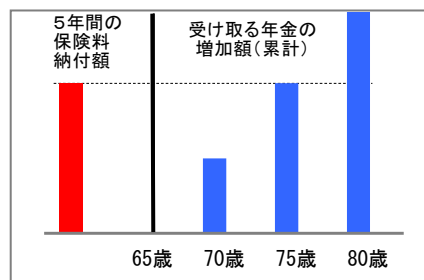
● 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

年金増加額の例

5年間加入したと仮定した場合の保険料納付額と年金増加額は次のとおりです。

※令和6年度の保険料額、年金額（65歳時満額の816,000円）で計算しています。

- 5年間の保険料納付額（総額）…1,018,800円
- 65歳から受け取る年金の増加額
 - ・ 70歳……約 510,000円（5年間の総額）
 - ・ 75歳……約 1,020,000円（10年間の総額）
 - ・ 80歳……約 1,530,000円（15年間の総額）



Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

A. 国民年金の保険料は、月額 16,980円（令和6年度）です。

保険料の納付方法は口座振替になります。

また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。

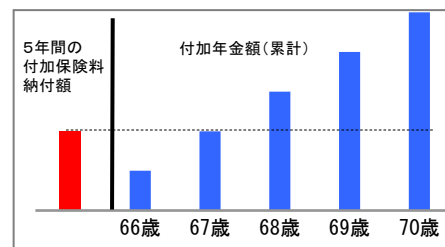
付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」で計算します。

- 60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合
 - ・ 5年間の付加保険料納付額（総額）… 24,000円（60月 × 400円）
 - ・ 付加年金額（年額）…………… 12,000円（60月 × 200円）

つまり、65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※令和6年度の保険料額、年金額で計算しています。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。
詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。



Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

A. ご本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、以下のものをご用意ください。

- 基礎年金番号通知書等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- 預貯金等通帳、印かん（金融機関届出印）

なお、加入日は申出を行った日です。

※60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

ご不明な点は、お住まいの市（区）役所または町村役場（国民年金の担当）、もしくは下記の年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/>